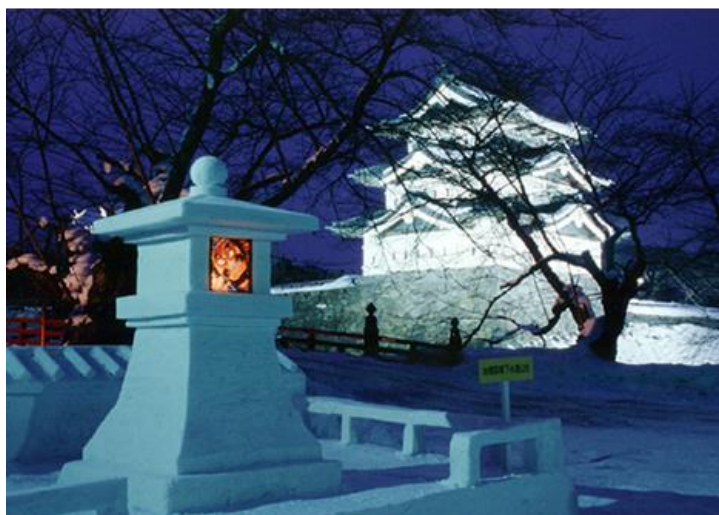


令和 5 年度

# 弘前市除排雪計画書



弘前市  
hirosaki city

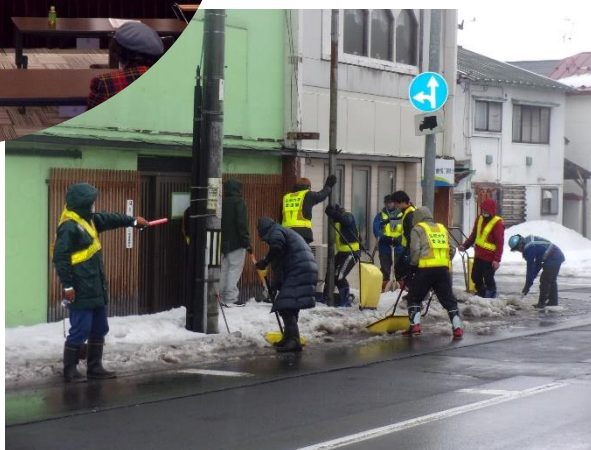
## 目 次

- 1 除排雪基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 除排雪体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
  - (1) 弘前市道路除排雪工区
  - (2) 道路除排雪パトロール
  - (3) 警戒・緊急体制への移行基準
- 3 除排雪作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～7
  - (1) 弘前市の除排雪概要
  - (2) 一般除雪出動基準
  - (3) 一般除雪路線
  - (4) 除排雪作業の種類①  
除排雪作業の種類②
  - (5) 凍結抑制剤散布
- 4 道路融雪施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
  - (1) ロードヒーティング
  - (2) 融雪施設
  - (3) 消・流雪溝
- 5 雪置き場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 共助による除排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～13
  - (1) 小型除雪機町会貸出事業
  - (2) 町会等除雪報償金
  - (3) 地域除排雪活動支援事業
  - (4) 町会雪置き場事業
  - (5) 融雪装置設置資金貸付制度
  - (6) 大学生による除雪ボランティア活動
  - (7) 次世代型共助創出事業（雪対策）
- 7 雪対策情報の提供と除雪作業へのご協力について・・・・・・・・ 14～15
  - (1) 雪対策情報の提供
  - (2) 除排雪作業へのご協力について

## 1. 除排雪基本方針

北国の人々にとって雪は冬の生活の一部であり、避けて通ることはできません。市では、除排雪作業の効率化を図り、効果的な作業を目指しておりますが、きめ細かい雪処理の実現には、市民一人一人の協力が必要不可欠となります。

行政主導による雪対策を根幹に、町会や企業と行政が連携する「協働による雪対策」を推進しながら、官民一体となって持続可能な除排雪体制の構築を図り、ちからを合わせて安全で安心な雪国生活の実現を目指しましょう。



## 2. 除排雪体制

### (1) 弘前市道路除排雪工区

降雪・積雪状況及び道路状況を把握するとともに、業務受注者との連携を図りながら除排雪作業の適正な管理に努めます。

| 委託除排雪(18工区) |                        |       |                      |
|-------------|------------------------|-------|----------------------|
| 除排雪工区       | 対象地域                   | 除排雪工区 | 対象地域                 |
| 1工区※        | 十腰内～大森～貝沢              | 11工区  | 常盤坂～大開～桜ヶ丘           |
| 2工区※        | 種市～高杉～中別所              | 12工区  | 城南～山崎～狼森             |
| 3工区         | 弥生地区                   | 13工区  | 清原～松原東～泉野            |
| 4工区         | 大川～独狐～浜の町              | 14工区  | 一野渡～小沢               |
| 5工区※        | 清野袋～撫牛子～宮園             | 15工区  | 堀越～小栗山～大沢            |
| 6工区※        | 堅田～城北～代官町              | 16工区  | 薬師堂～石川(一部)           |
| 7工区※        | 福村～早稲田～城東<br>新里～堀越～小比内 | 17工区※ | 岩木地区(平地)<br>岩木地区(山手) |
| 8工区         | 和田町～城西～茂森新町            | 19工区  | 岩木地区(常盤野)            |
| 9工区         | 駅前～富田～樹木               | 20工区  | 東目屋                  |
| 市直営除排雪(2工区) |                        |       |                      |
| 除排雪工区       | 対象地域                   |       |                      |
| 22工区        | 旧岩木町直営地域               |       |                      |
| 23工区        | 旧相馬村直営地域               |       |                      |

### (2) 道路除排雪パトロール

降雪・積雪状況及び道路状況を把握するとともに、業務受注者との連携を図りながら除排雪作業の適正な管理に努めます。



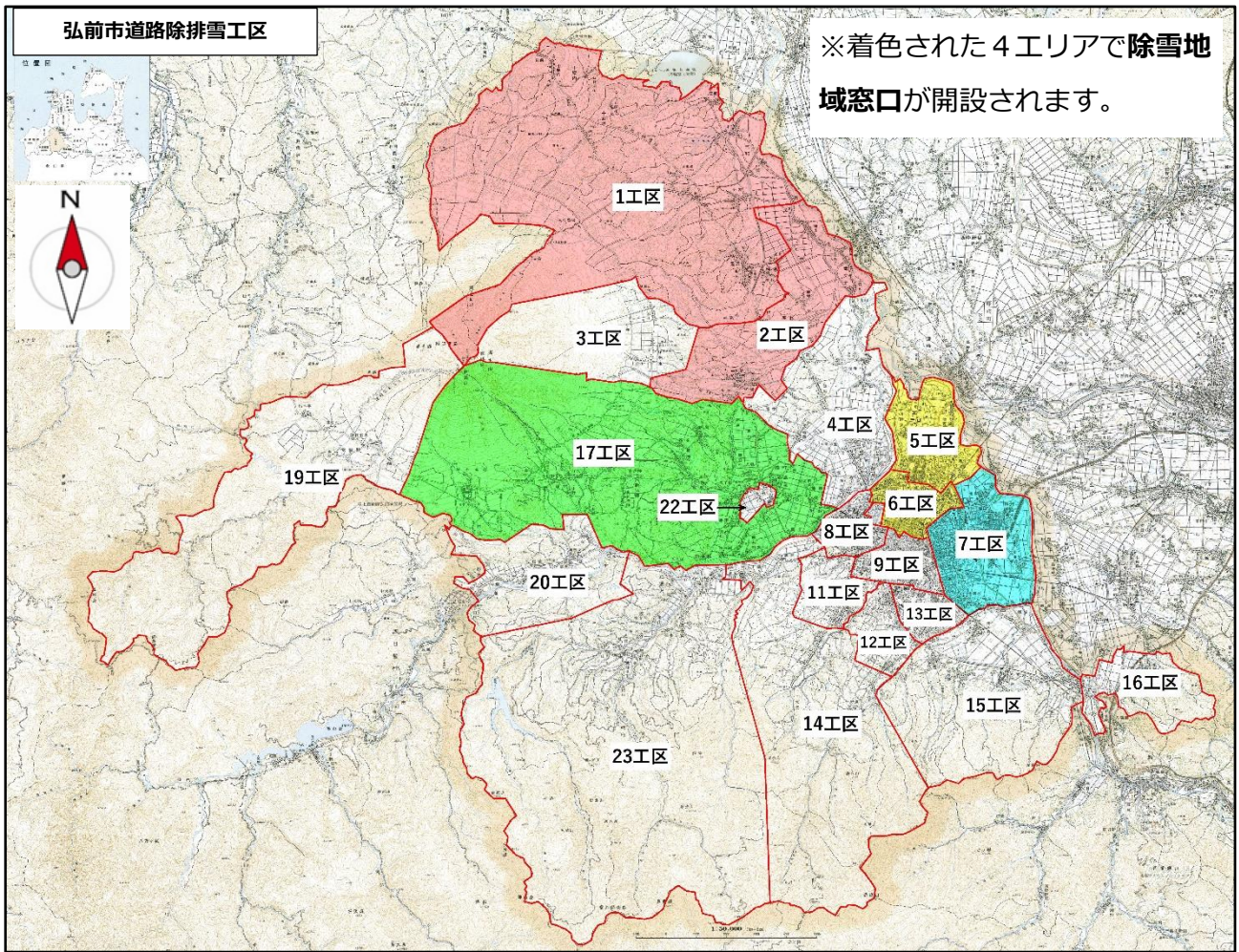
#### ◇除雪地域窓口について

『1工区と2工区』、『5工区と6工区』、『7工区』、『17工区』の合計4エリアで除雪地域窓口が開設されます。

このエリアにお住まいの方は、除排雪に関する問い合わせについて、工区担当の除排雪業者に直接連絡をすることができます。

各除雪地域窓口の連絡先は除排雪業者の決定後、市のホームページに掲載するほか『広報ひろさき』にも掲載します。

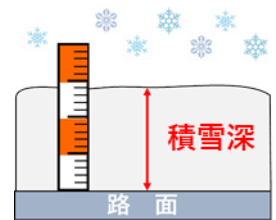




【弘前市道路除排雪工区】

**(3) 警戒・緊急体制への移行基準(「弘前市地域防災計画」から)**

各観測点における積雪深を目安に以下の各体制へ移行し、雪による災害の防止に努めます。



◇警戒体制への移行基準

|   |   |                |
|---|---|----------------|
| 市街地 : 90cm<br>賀田・五所 : 100cm<br>裾野・東目屋 : 120cm | ➔ | <b>警戒体制へ移行</b> |
|---|---|----------------|

◇緊急体制への移行基準

|  |   |                                |
|--|---|--------------------------------|
| 市街地 : 120cm<br>賀田・五所 : 130cm<br>裾野・東目屋 : 140cm | ➔ | <b>緊急体制へ移行<br/>(豪雪対策本部の設置)</b> |
|--|---|--------------------------------|

※緊急体制に移行し、かつ必要があると認めるときは、『豪雪対策本部』を設置します。

### 3. 除排雪作業

#### (1) 弘前市の除排雪概要

弘前市全域に雪が降った場合、一晩で行う車道除雪の総距離は約 1,000km、歩道除雪の総距離は約 120km になります。

渋滞や交通事故を避けるため、除雪作業は夜間の限られた時間内に終わらせる必要があることから、一般除雪として道路脇に雪をかき分ける作業を行います。



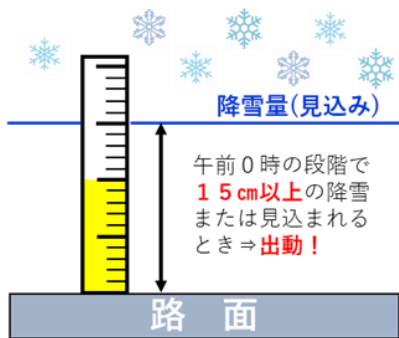
追従除雪、拡幅除雪、運搬排雪等を実施します。



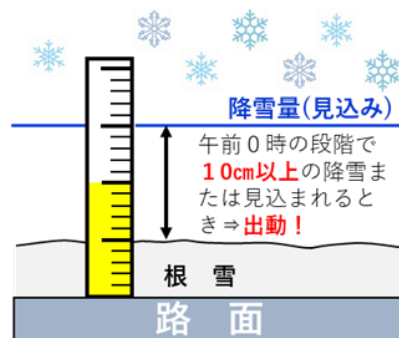
【弘前市の一晩の除雪距離】

#### (2) 一般除雪出動基準

業務受注者が雪道巡回を行い、下記の基準で出動します。また、早朝の降雪には交通状況や作業時間を考慮し対応します。



【雪の降り始めと降り終わり頃】



【根雪期間】

#### (3) 一般除雪路線

道路の目的や交通量などにより幹線道路と一般道路に区別し作業を行います。



##### ◇除雪路線細別表

|        |      |        |   |
|--------|------|--------|---|
| 一般除雪路線 | 幹線道路 | 主要幹線道路 | 国道・県道と接続し、交通量が多い道路。又は市街地の道路。              |
|        |      | 幹線道路   | 主要幹線道路を補完し、交通量の多い道路及び主要バス路線。              |
|        | 一般道路 | 準幹線道路  | 幹線道路を補完し、現道幅員は比較的狭いが、朝夕の交通量が多い道路及びミニバス路線。 |
|        |      | 生活道路   | 沿線住民の日常生活に供する住宅地の生活道路。道路幅員により、A・B・Cに区分する。 |

##### 📌Check Point!

新規除排雪路線としての認定基準は、有効幅員 4.0m 以上（路肩の電柱等の障害物を除いて）かつ、その路線の沿線上に居住者がいることなどが条件となります。その他、諸条件については、市へご確認ください。

#### (4) 除排雪作業の種類①

| 作業名  | 作業概要   | 作業イメージ   | 備考  |
|------|--|--|---|
| 一般除雪 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般除雪の作業距離は約1,000kmで、夜間の限られた時間内に作業を終わらせる必要があることから、除雪グレーダや除雪ドーザ等で道路脇に雪をかき分けます。</li> </ul>   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>かき分け作業により、道路脇に寄せ雪が発生します。</li> <li>間口の寄せ雪処理をお願いします。</li> <li>※間口への寄せ雪量の軽減目的に、一部の生活道路においてサイドシャッター装置付除雪ドーザによる除雪を実施しています。</li> </ul> |
| 拡幅除雪 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般除雪による道路幅員の確保が困難と判断される場合に実施します。</li> <li>通学路、ボトルネック箇所、雪置き場へのアクセス道路、堆雪帯が確保されている生活道路などを対象とします。</li> <li>ロータリ除雪車により道路脇の路肩に雪を積上げる作業で、ロータリ除雪車のみで作業する【追従除雪】と、除雪ドーザにより雪をかき分け、ロータリ除雪車で雪を積み上げる【拡幅除雪】があります。</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路脇の路肩の堆雪状況により実施頻度を調整します。</li> <li>道路種別ごとの積雪深や累積降雪量を基準として実施します。</li> </ul>   |
| 運搬排雪 | <ul style="list-style-type: none"> <li>路肩に積み上がった雪をロータリ除雪車によりダンプトラックへ積込み、雪置き場へ搬出する作業です。</li> <li>近隣の雨水貯留施設や遊休地を活用し、作業の効率化を図ります。</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路幅員確保が困難と判断され、著しい交通障害の可能性がある場合に実施します。</li> <li>日中作業となるため、作業への理解とご協力をお願いします。</li> </ul>  |

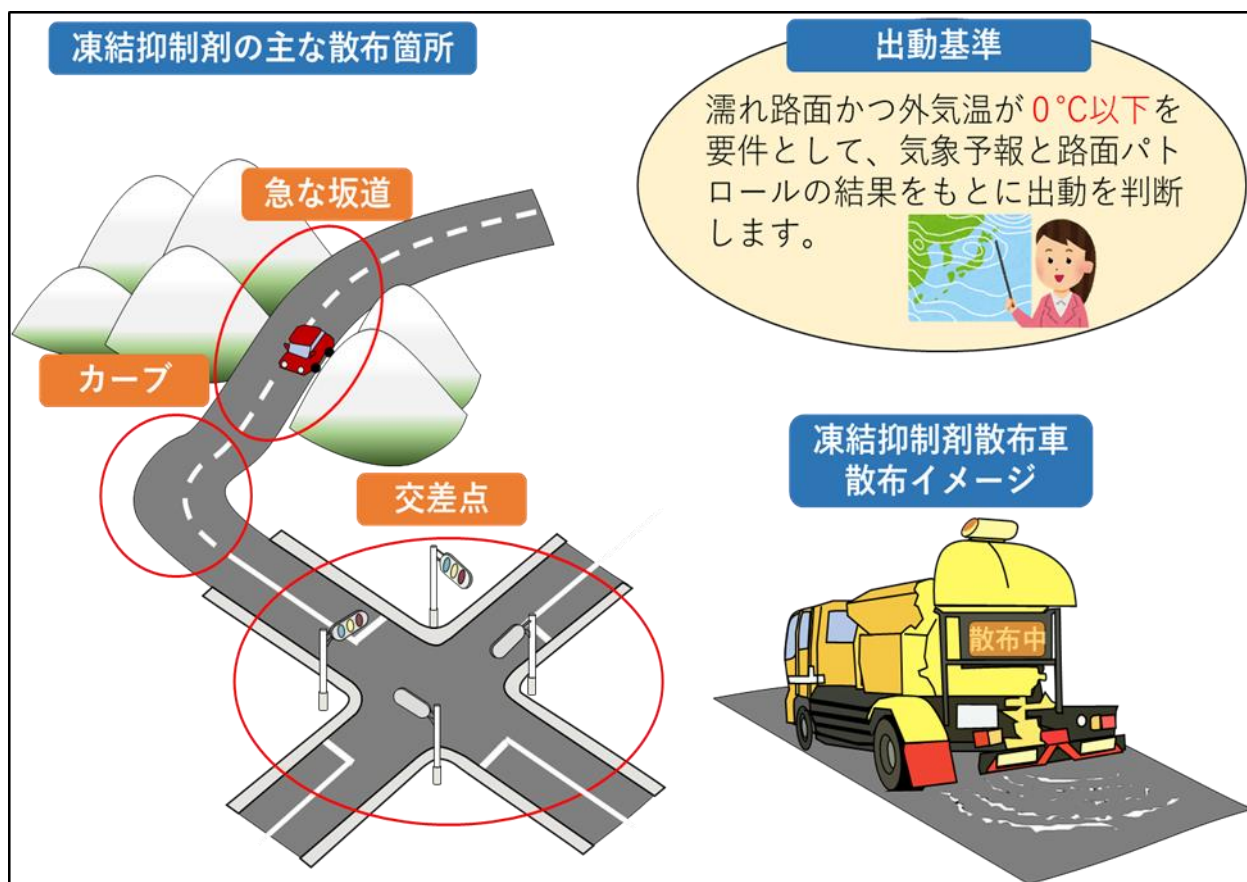
#### (4) 除排雪作業の種類②

| 作業名   | 作業概要  | 作業イメージ   | 備考   |
|---|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">小路<br/>除<br/>排<br/>雪</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の幅が狭く、一般除雪の入れない小路(幅2.5m以上4.0m未満)を対象とする小路の除排雪作業です。</li> <li>・小型ショベルと小型ダンプを使用し、小路排雪(運搬排雪)を実施します。</li> <li>・路線内に雪置き場が確保できる場合は、小路除雪(除雪作業)の実施が可能です。</li> </ul> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小路排雪は町会との連絡調整を図りながら、原則年1回の実施とします。</li> <li>・小路除雪は雪の降り方や状況に応じて実施します。</li> </ul>   |
| <p style="text-align: center;">歩<br/>道<br/>除<br/>雪</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道除雪の作業距離は約120kmで、早朝5時から7時までの間に、小型ロータリ除雪車やハンドガイド除雪機を使用して道路脇の路肩や堆雪帯へ雪を積み上げます。</li> <li>・主に学校周辺の通学路や、多くの市民が利用する機械除雪可能な歩道(歩行者専用道路を含む)を対象とします。</li> </ul>       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前5時～午前7時の段階で降雪量が10cm以上見込まれる場合に実施します。</li> <li>・午前7時までに終了できない場合は、通勤・通学後の午前8時以降に再開します。</li> <li>・一般除雪出動の際に歩道への寄せ雪が発生するため、歩道除雪を実施します。</li> </ul> |



## (5) 凍結抑制剤散布

路面凍結によるスリップ事故の防止と交通渋滞の緩和、交差点における歩行者の安全な横断を確保するため、散布車両による凍結抑制剤散布作業を朝・夕の交通のラッシュ時前に実施します。



【凍結抑制剤の主な散布箇所と出動基準】

凍結抑制剤散布は、市内2工区(郊外7地区・市街地8地区)で散布を実施します。

| 郊 外 |           | 市 街 地 |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 地区  | 散布箇所      | 地区    | 散布箇所      |
| A地区 | 富栄～小友～十面沢 | a地区   | 新寺町～城西    |
| B地区 | 百沢～新法師    | b地区   | 宮園～青山     |
| C地区 | 賀田～愛宕     | c地区   | 早稲田～境関    |
| D地区 | 浜の町～神田    | d地区   | 百石～桔梗野    |
| E地区 | 五所～紙漉沢    | e地区   | 桜ヶ丘～中野    |
| F地区 | 悪戸～下湯口    | f地区   | 和徳～城東     |
| G地区 | 小沢～狼森～石川  | g地区   | 大町～小比内    |
|     |           | h地区   | 土手町～取上～松原 |

## 4. 道路融雪施設

### (1) ロードヒーティング

勾配の急な坂道のスリップ防止や、中心市街地の歩行者の回遊性向上のため、空気熱源ヒートポンプ方式や電熱融雪方式などによりロードヒーティングを運用しております。

①車道部 整備延長 L=3.5 km (うち県道0.6 km)

| 番号 | 路線名      | 備考       | 番号 | 路線名       | 備考        |
|----|----------|----------|----|-----------|-----------|
| ①  | 弘前岳鱒ヶ沢線  | 新坂(県道)   | ⑪  | 富田樹木線     | 弘高下坂      |
| ②  | 弘前岳鱒ヶ沢線  | 一番町坂(県道) | ⑪' | 桔梗野1丁目4号線 | 桔梗野1丁目坂   |
| ③  | 県道桔梗野富田線 | 桔梗野坂(県道) | ⑫  | 小沢山崎1号線   | 旭ヶ丘坂      |
| ④  | 宮地百沢線    | 造坂       | ⑬  | 桔梗野2号線    | 旭ヶ丘坂      |
| ⑤  | 百沢弥生線    | 桜林坂      | ⑭  | 小沢原ヶ平線    | 自衛隊北側クワク坂 |
| ⑥  | 火葬場線     | 火葬場坂     | ⑮  | 森町品川町線    | 山道町坂      |
| ⑦  | 上白銀新寺町線  | 朝陽坂      | ⑯  | 森町品川町線    | 本町坂       |
| ⑧  | 新町線      | 新町坂      | ⑰  | 桶屋町線      | 辻坂        |
| ⑨  | 親方町線     | 親方町坂     | ⑱  | 在府町新寺町線   |           |
| ⑩  | 茂森新寺町線   | 加藤坂      | ⑲  | 寒沢線       | 寒沢町坂      |

②歩道部 整備延長 L=9.4 km (うち県道4.8 km)

| 番号 | 路線名     | 備考        | 番号 | 路線名            | 備考        |
|----|---------|-----------|----|----------------|-----------|
| ①  | 弘前岳鱒ヶ沢線 | 追手門通り(県道) | ⑦  | 弘前岳鱒ヶ沢線        | 和徳地下道(県道) |
| ②  | 弘前岳鱒ヶ沢線 | 一番町坂(県道)  | ⑧  | 3・3・2号北瓦ヶ町山道町線 | 北瓦ヶ町～山道町  |
| ③  | 弘前岳鱒ヶ沢線 | 下土手町(県道)  | ⑨  | 駅前停車場線他        | 駅前地区      |
| ④  | 弘前岳鱒ヶ沢線 | 中土手町(県道)  | ⑩  | 楽寿橋            | 電熱融雪方式    |
| ⑤  | 弘前岳鱒ヶ沢線 | 中央通り(県道)  | ⑪  | 高寿橋            | 電熱融雪方式    |
| ⑥  | 石川土手町線  | 上土手町(県道)  |    |                |           |

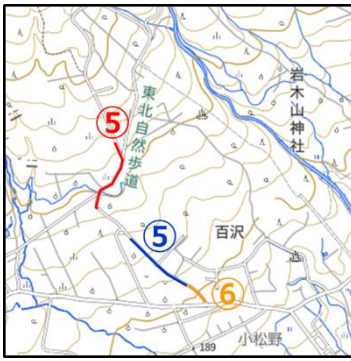
### (2) 融雪施設

①散水融雪施設 整備延長 L=1.8 km

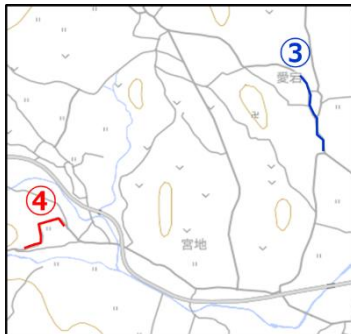
| 番号 | 路線名         | 備考      | 番号 | 路線名         | 備考       |
|----|-------------|---------|----|-------------|----------|
| ①  | 樹木1丁目2号線    | 地下水散水方式 | ⑤  | 百沢弥生線       | 排湯湧水散水方式 |
| ②  | 松原東4丁目2,3号線 | 地下水散水方式 | ⑥  | 松原東2丁目9号線   | 地下水散水方式  |
| ③  | 賀田新岡線       | 排湯散水方式  | ⑦  | 桔梗野四丁目2,3号線 | 地下水散水方式  |
| ④  | 紺屋町3号線      | 地下水散水方式 |    |             |          |

②無散水融雪施設 整備延長 L=1.3km

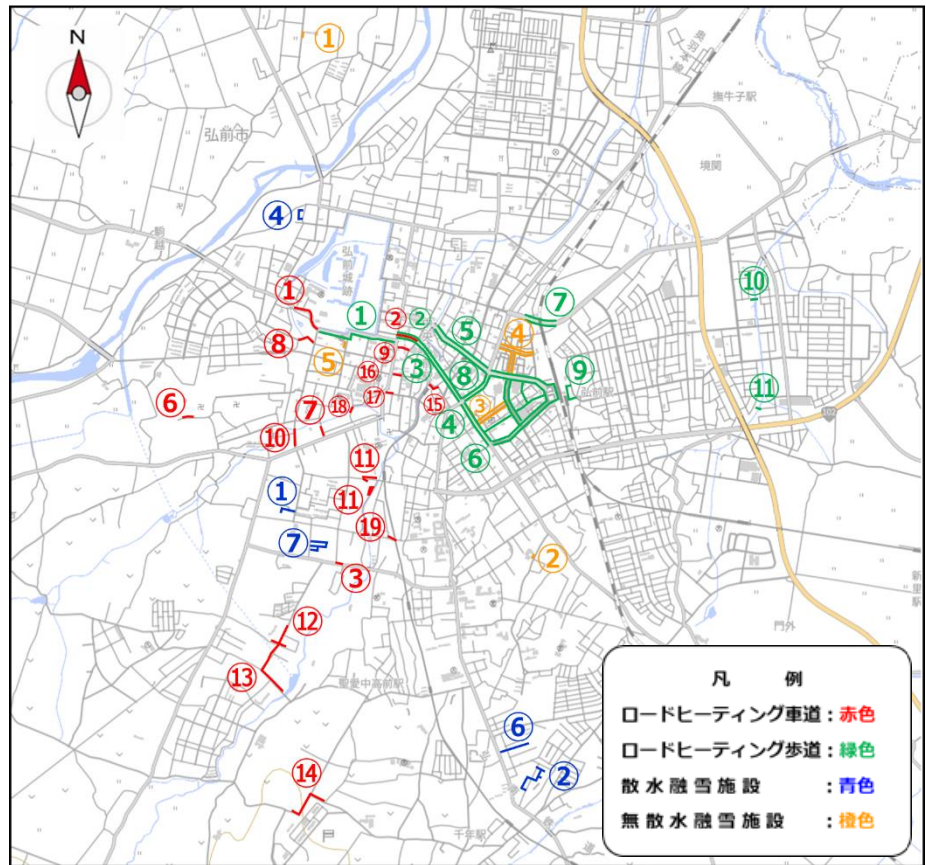
| 番号 | 路線名      | 備考         | 番号 | 路線名     | 備考       |
|----|----------|------------|----|---------|----------|
| ①  | 浜の町船水線   | 地下水循環無散水方式 | ④  | 駅前北地区   | 地下水熱方式   |
| ②  | 取上2丁目1号線 | 太陽光発電方式    | ⑤  | 上白銀新寺町線 | 下水熱方式    |
| ③  | 土手町俵元線   | 地下水循環無散水方式 | ⑥  | 百沢弥生線   | 温泉熱源交換方式 |



【融雪施設位置図 岩木地区①】



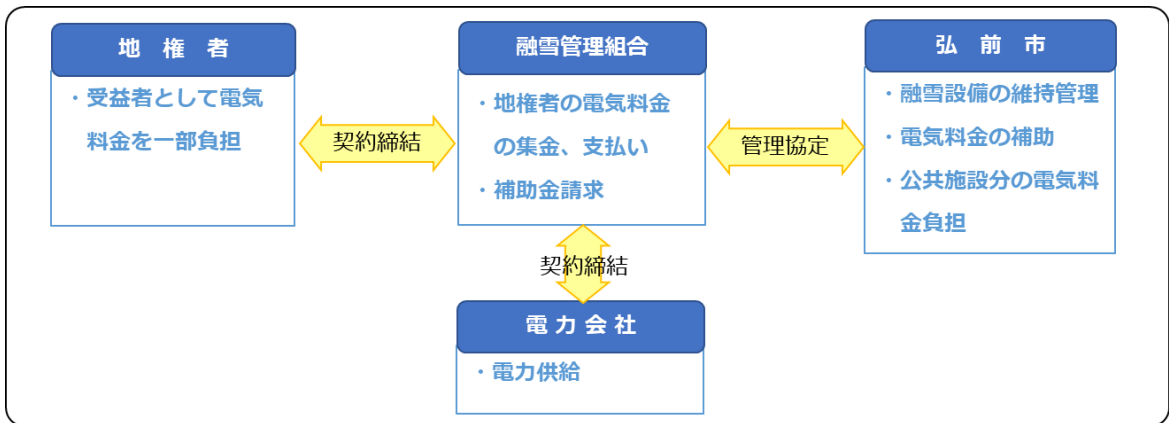
【融雪施設位置図 岩木地区②】



【融雪施設位置図 市街地】

凡 例  
 ロードヒーティング車道：赤色  
 ロードヒーティング歩道：緑色  
 散水融雪施設：青色  
 無散水融雪施設：橙色

◇歩道部ロードヒーティングの運用管理



(3) 消・流雪溝

必要な水源、流末、勾配の確保ができる地域に関しては、消流雪溝・流雪溝を整備しております。市では、市民が適正かつ安全に利用できるよう水量管理やパトロールを実施するほか、空き家や空き地前の消・流雪溝未利用区間の雪処理にも対応します。

- ・消流雪溝管理業務全5工区(城西地区、時敏地区、北地区、朝陽地区、一大地区、時敏地区、下町地区、岩木地区)
- ・流雪溝管理業務全3工区(一大地区、二大地区、三大地区)

## 5. 雪置き場

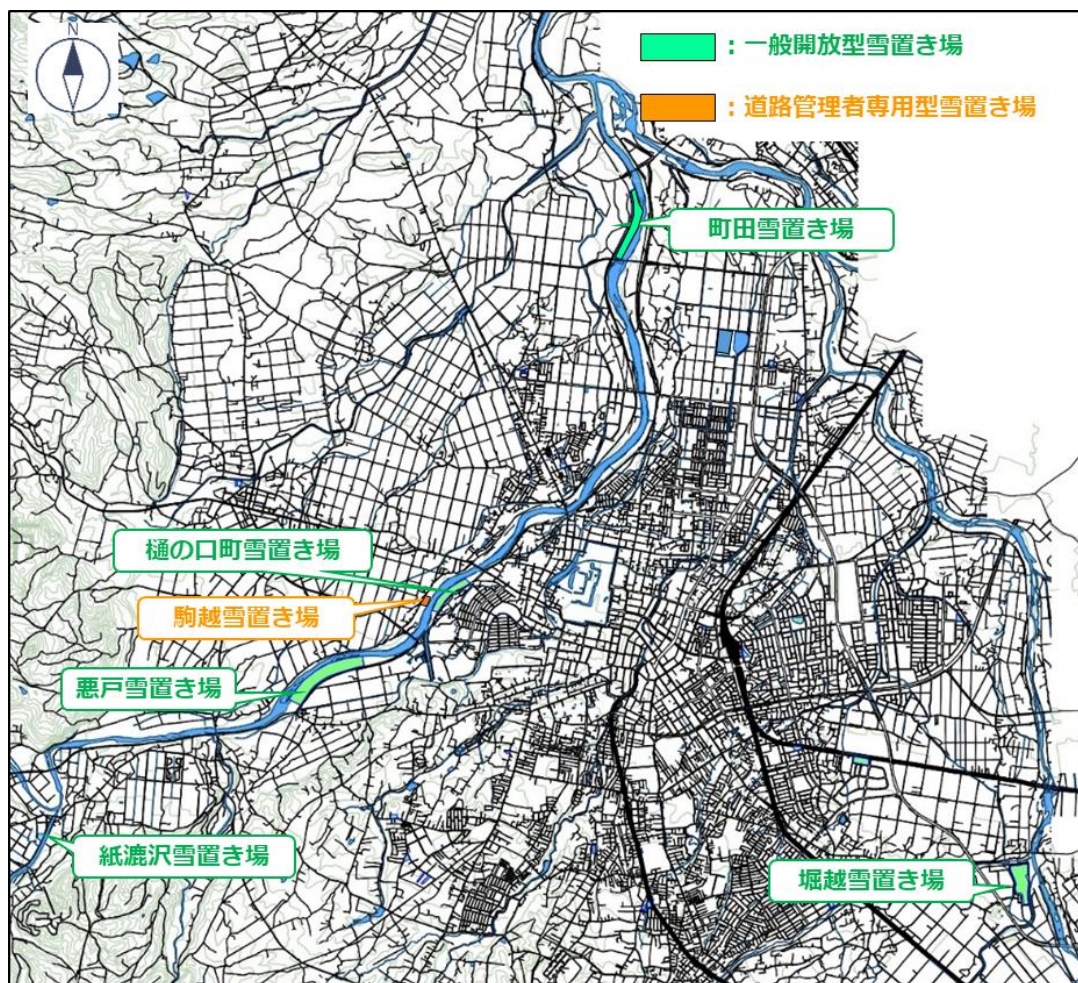
降雪や積雪状況に応じて、順次、一般開放型雪置き場を開設します。開設時期は気象状況に左右されますが、目安の1つとしては道路脇の雪山が高くなり、運搬排雪の実施に合わせるなどが挙げられます。

開設時期や利用時間については、市ホームページや地元コミュニティFM『アップルウェーブ』（78.8メガヘルツ）等を通じて周知します。

| 利用区分       | 雪置き場名称   | 住 所    | 面積(m <sup>2</sup> ) | 備 考       |
|------------|----------|--------|---------------------|-----------|
| 一般開放型※1.   | 堀越雪置き場   | 川合字岡本  | 63,660              |           |
|            | 悪戸雪置き場   | 悪戸字鳴瀬  | 77,835              |           |
|            | 樋の口町雪置き場 | 樋の口町   | 30,125              |           |
|            | 町田雪置き場   | 町田     | 45,598              | 青森県との共同利用 |
|            | 紙漉沢雪置き場  | 紙漉沢字山越 | 3,747               |           |
|            | 公園や緑地    | 市内各所   |                     |           |
| 道路管理者専用※2. | 駒越雪置き場   | 駒越     | 8,896               |           |
|            | 市内雨水貯留施設 | 市内各所   | 7箇所                 |           |
|            | 私有地      | 市内各所   |                     |           |

※1.道路管理者及び一般市民が利用できる雪置き場です。

※2.道路管理者が運搬排雪作業時に使用する雪置き場です。



【雪置き場位置図】

## 6. 共助による除排雪

### (1) 小型除雪機町会貸出事業

生活道路のなどの除雪作業を行う町会等に小型除雪機を貸し出し、地域除排雪活動の拡充を図る事業です。貸出し台数に限りがありますので、借用を希望する町会は市までご相談下さい。

なお、当事業では、20年以上にわたり除雪活動にご尽力された町会等の功績を称え、表彰を行っています。

※令和4年度は66町会で実施しました。



### (2) 町会等除雪報償金

市が除雪作業を行う道路以外の生活道路の除雪について、個人所有の除雪機械などを利用し実施する町会に報償金を支給します。(支給額：道路の距離(m) × 200円/m)

※令和4年度は52町会により延長約14.6kmで実施しました。



### (3) 地域除排雪活動支援事業

一般除雪により狭くなった生活道路の除排雪を行う町会等に対し、燃料費や電気代等の一部を報償金として支給します。(融雪設備による融雪活動についても対象となります。)

※令和4年度は除雪活動として7町会により延長約232.1km、企業連携として8町会と8企業により延長約35.0km、融雪活動として1団体、1町会が延べ2,887時間で実施しました。



### (4) 町会雪置き場事業

住宅街などにおいて、町会に地域の雪置き場として空き地を無償で貸し付けた場合、この土地に係る翌年度の固定資産税及び都市計画税の3分の1以内を減免します。

※令和4年度は、29町会、35箇所を実施しました。



## (5) 融雪装置設置資金貸付制度

取扱金融機関などから貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担します。



## (6) 大学生による除雪ボランティア活動

大学生の除雪ボランティア活動への参加促進を図り、大学と連携しながら学生の役割や活躍の推進を目指す事業で、これまで除雪ボランティア活動を実施してきた弘前大学に加え、令和3年度より新たに「大学コンソーシアム学都ひろさき」に加盟する大学が参加を表明し、その拡充が実現しました。

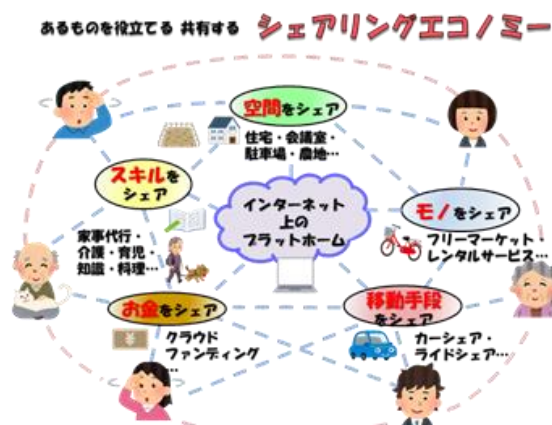
市は、大学生が参加しやすい環境整備を図るため、各大学の活動に必要な物資の支給や、市民活動保険の適用による支援を行います。

※参加表明大学：弘前大学、弘前学院大学、弘前医療福祉大学短期大学部



## (7) 次世代型共助創出事業（雪対策）

シェアリングエコノミーの概念を地域課題である雪対策に活用し、新たな地域共助のきっかけづくりを目指す事業です。



### 遊休小型除雪機のシェアリング

地域貢献を目指す企業が、所有する遊休小型除雪機械を町会に貸出し、町会はその機械を活用して地域の除排雪活動の拡充を図りました。

※令和4年度実施町会と企業：稲田町会と弘前ガス(株)、松原町会と城東電気(株)、徳田町町会と張山電気(株)、川合町会と(株)弘都電気



### 民間マッチングサイトによる有償の寄せ雪処理サービス

課題となっている一般除雪で発生する寄せ雪の処理を、マッチングサイトを介して、個人が個人に依頼し作業を行ってもらうサービスです。

業者ではなく、個人（学生や社会人等）が作業を行うため、屋根雪下ろしなどの危険作業は行えませんが、寄せ雪処理などの作業を実施してもらえます。



依頼者、提供者の双方にメリットがあり、地域資源の有効活用につながることから、市では、新たな地域共助のきっかけづくりになるものとして、サービスの普及を図っております。

◎弘前市ホームページ掲載 URL

<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/josetsu/aratanayukisyori2022-1017-1154-44.html>

◎QR コード



## 7. 雪対策情報の提供と除雪作業へのご協力について

暮らしに役立つ雪対策や事業について広く情報提供を行います。また、冬期間の快適な生活実現にむけ、除排雪作業が安全かつスムーズに行われるようご協力をお願いします。

### (1) 雪対策情報の提供

- ①広報ひろさきに除排雪事業に関する特集を掲載します。
- ②除雪車両に搭載したGPS情報(除雪管理システムによる作業状況)を公開します。
- ③雪置き場の開設などの情報は、市ホームページや地元コミュニティFM『アップルウェーブ』(78.8メガヘルツ)で提供します。

#### ◇弘前市の雪対策については

弘前市ホームページ(弘前市トップ > くらし > 雪対策)

URL : <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/josetsu/>

QRコード :





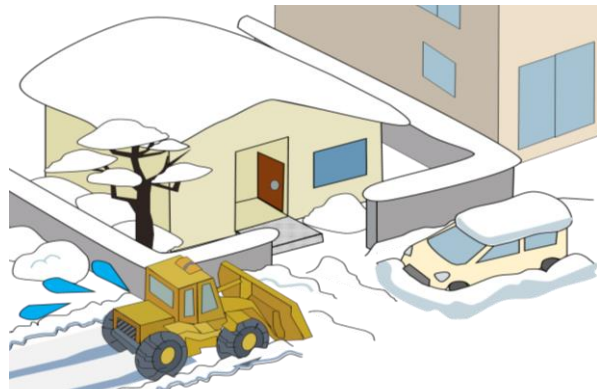
## (2) 除排雪作業へのご協力について

### ① 間口の寄せ雪処理をお願いします。



一般除雪後の寄せ雪の処理は、各ご家庭でお願いいたします。

### ② 路上駐車はご遠慮ください。



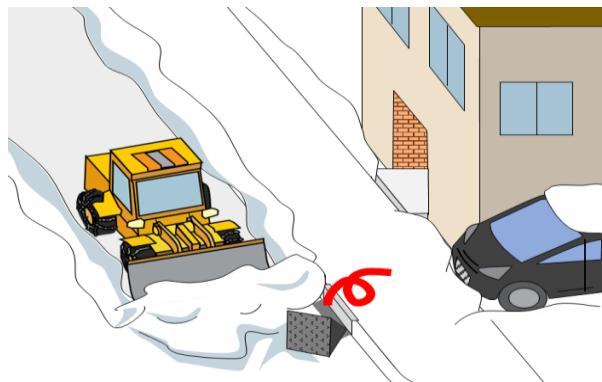
路上駐車により除雪車が入れず、地域への大きな迷惑となります。

### ③ 敷地内の雪を道路に出さないで下さい。



路面がデコボコになり、交通事故の原因となります。

### ④ スロープ等は撤去してください。



個人で設置しているスロープ等は除排雪作業の支障となります。

### ⑤ 除雪車に近づくのは危険です。



除雪車へ近づいたり、作業員へ話しかけるのも危険です。絶対におやめください。

### ⑥ 園地の防風ネットは収納してください。



除排雪作業により破損する恐れがあります。適切な管理をお願いします。

**【お問い合わせ先】**

〒036-8279 弘前市大字茜町二丁目 5 番地 1

弘前市 建設部道路維持課 雪対策室雪対策係

TEL : 0172-32-8555

FAX : 0172-32-3752